

資料提供
令和8年7月20日
課 名：食品生活衛生課
担 当 者：大原
内 線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について

1 概 要

令和8年7月15日(水)12時半頃、三原市在住の住民から東部保健所に「7月11日(土)に三原市内の飲食店を利用したところ、同じグループの複数名が腹痛や下痢等の症状を呈している。」旨の連絡があった。

同保健所による調査の結果、7月11日(土)に当該施設を利用した3グループ20名のうち、1グループ16名中10名が下痢等の食中毒様症状を呈していることが判明した。

有症者全員の共通食は当該施設での食事に限られていること、有症者の検便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと及び有症者を診察した医師から食中毒患者届出が提出されたこと等から、同保健所は当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と判断し、本日15時30分に当該施設に対する営業禁止処分を行った。

なお、当該施設は7月16日(木)から、原因となった施設の使用を自粛している。

2 発生日時 令和8年7月13日(月)8時(最初の患者の発症日時)

3 有症者数等 10名(男6名、女4名)(20歳代～50歳代)

4 主 症 状 下痢、発熱、腹痛

5 原因施設

- (1) 名 称 ベえちょう本店
- (2) 営 業 者 仁保 和也(にほ かずや)
- (3) 業 種 飲食店営業
- (4) 所 在 地 三原市港町一丁目5-13

6 原因食品 調査中(令和8年7月11日(土)夜に当該施設で提供された食事)
〔揚げ出し豆腐、とうもろこしのフライ、鶏肉の串カツ、鶏天、餃子、ピザ、鶏のから揚げ、イカのバター焼き、枝豆、板わさび、鶏たたき(もも肉)、アイス〕

7 病因物質 カンピロバクター・ジェジュニ

8 東部保健所の対応

- (1) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
- (2) 当該施設の立入調査
- (3) 営業の自粛要請(7月16日(木)13時)
- (4) 検体(有症者便及び調理従事者便)の採取及び検査
- (5) 営業禁止処分(7月20日(月)15時30分)

《報道機関へのお願い》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。